

「平成20年度以降の接続料算定の在り方」 に対する意見

平成19年5月22日
西日本電信電話株式会社

1.新モデルの評価、新モデル適用期間後の接続料算定の在り方

長期増分費用方式は、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を用いて瞬時に構築する」という現実の事業者には到底実現できない仮想的な前提に基づくことから、現実投下した資本と乖離を生じています。

また、IP化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により固定電話サービスにおいては、

- (1) 高度な新技術の導入により効率化が図られるような環境にはなく、また、
- (2) 市場規模の縮小により、投資単価・保守用物品コストの上昇や、設備の余剰キャパシティの発生等のスケールデメリットが発生する状況にあり、

事業法第33条第5項で規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成する」といった長期増分費用方式の前提が、既に現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、長期増分費用方式は廃止すべきと考えます。

加えて、3次モデルから継続して採用されている新規投資抑制という考え方自体が、「最新の設備を過去から毎年均等額調達して、現在の設備量が構成されている」という現実でありえない仮定を採っており、「現時点でネットワーク全体を新規に構築する」という長期増分費用方式の前提に相反するものであることから、これをモデルに織り込むことは限界があると考えます。

従って、今後の接続料金については、固定電話回線数が縮減する中でサービスの安定的な提供・維持が可能となるよう、速やかに実際費用に基づく算定方式に見直していただくことを要望します。

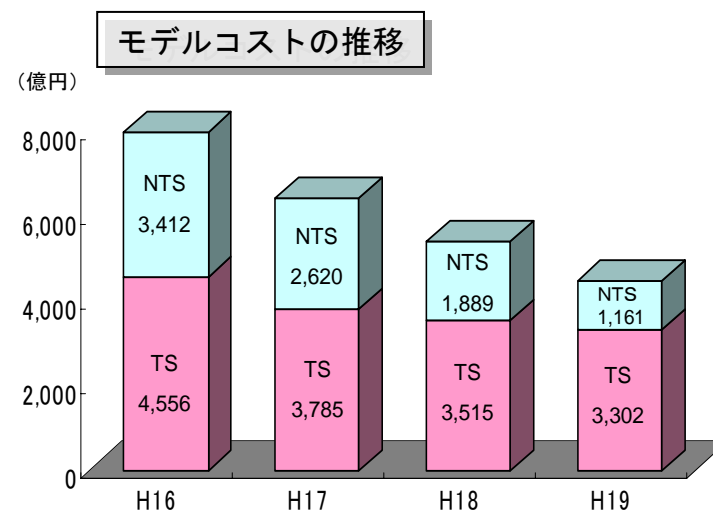
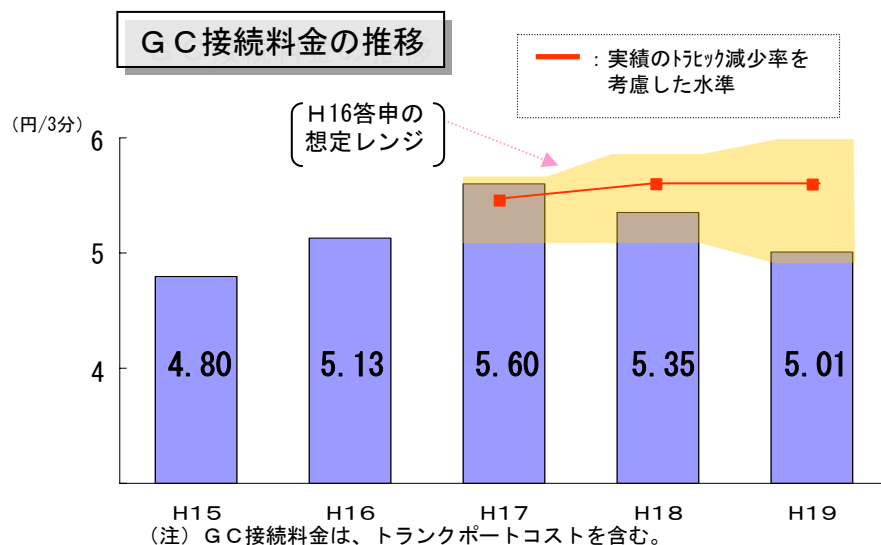
なお、フルIP網のLRICモデル化について、長期増分費用モデル研究会の報告書（H19年4月）において現時点では時期尚早とされているように、次世代ネットワークは、PSTNと比較し確固たる技術標準がなく、競争環境下で、各事業者が創意工夫を凝らして様々な技術・設備を用いて今後構築していくものであり、技術的にもサービスのにもまだ予見が難しい面が多く、また、お客様に多彩なサービスを迅速かつ柔軟に提供していくためにも、規制を前提にした議論自体がなじまないものと考えます。

2.NTSコストの扱い

(1) 接続料水準の推移

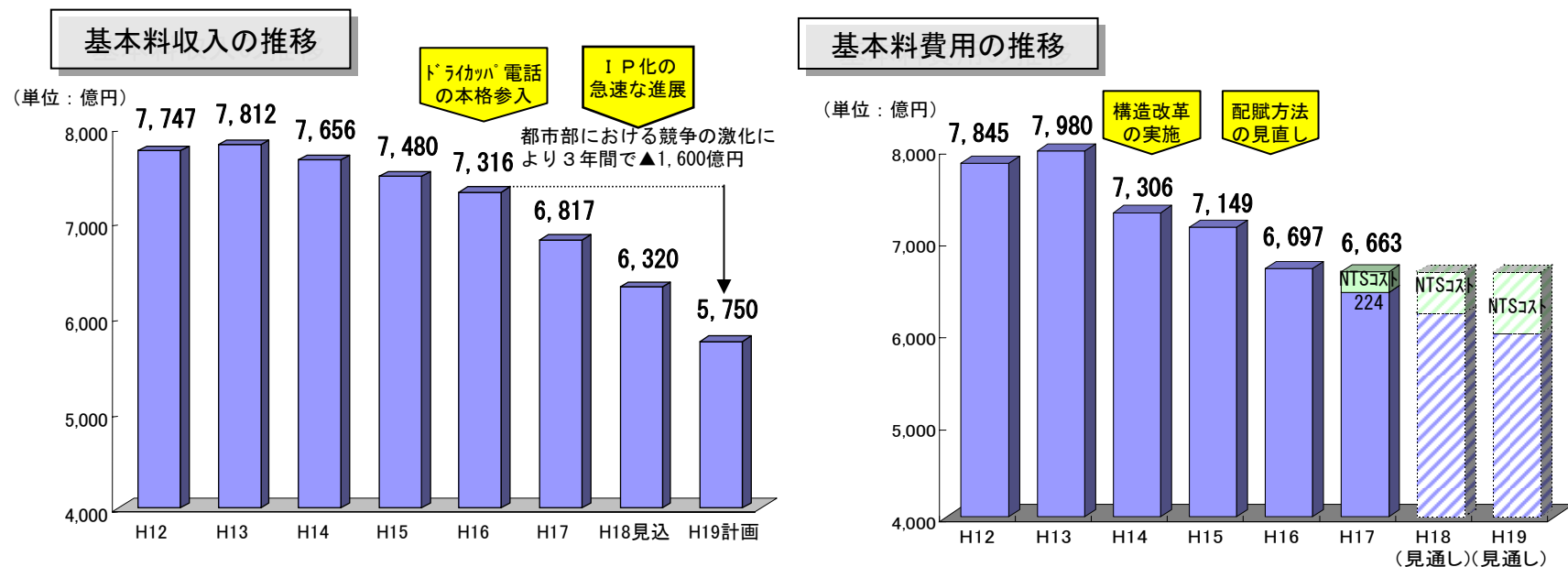
(*)「平成17年度以降の接続料算定の在り方」に関する審議会答申（H16.10.19）

平成17年度以降の接続料水準については、H16接続料答申(*)時にトラフィック減少に対して一定以上の値上げにならないことを目的にNTSコストの付替期間を5年間で適当とされましたが、その後の接続料水準の推移を見ると、トラフィックの減少が続く中で、NTSコストの付替に加え、固定電話回線数の減少によるモデル設備量の集約や弊社によるコスト効率化の反映等によりモデルコストが大きく低減しており、接続料が当時の想定を超えて低下しています。加えて、今後も固定電話回線数の急速な減少等により、モデルコストの低減が見込まれることから、現行の付替えのテンポを維持する場合、残り2年間は引き続き接続料水準が大きく低下することが見込まれます。



(2) 基本料収支の動向

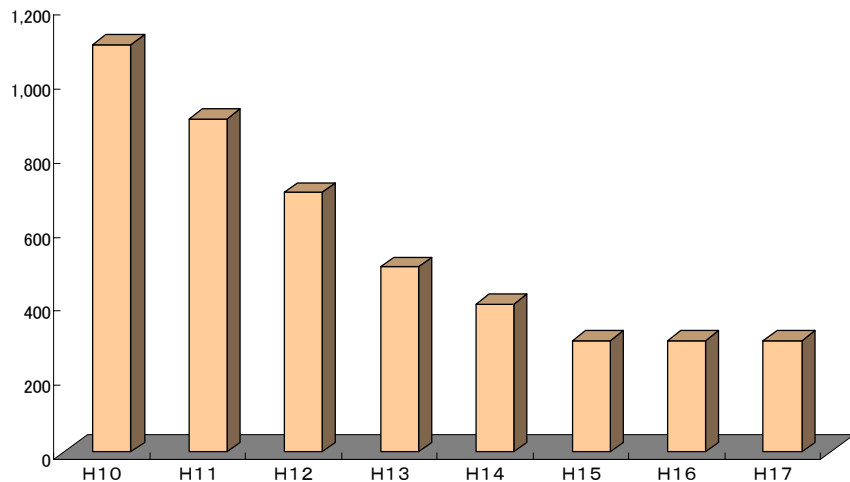
弊社の基本料収支は、競争激化による固定電話回線数の減少に伴い、収入が大幅に減少する一方で、費用は固定電話の減少によるスケールデメリットの発生やメタルケーブルの維持コストの増大及びNTSコスト付替により大幅な削減が難しく、平成17年度における利益水準は前年度に比べて▲464億円減の154億円にまで低下しております。また、平成18年度以降も加入数の大幅な減少やスケールデメリットの発生等が継続するとともにNTSコストの付替え拡大の影響が大きく、収支はさらに悪化するものと想定されます。



(参考1) 固定電話網のサービス維持コストについて

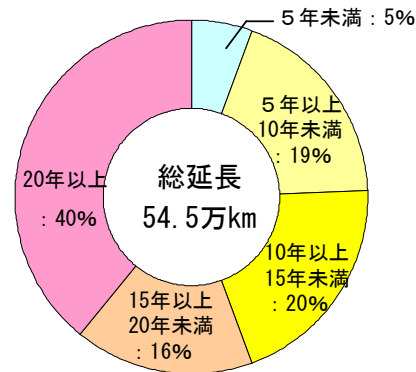
- ・ 固定電話需要の減少に伴い新規投資を抑制する中、固定電話ネットワークの維持に最低限必要な投資を継続。
- ・ 加入者メタルケーブル等の老朽化に伴い維持コストの増大が想定される。

加入者メタルケーブルの投資額の推移 (NTT西日本)



加入者メタルケーブルの経過年数別構成 (NTT西日本)

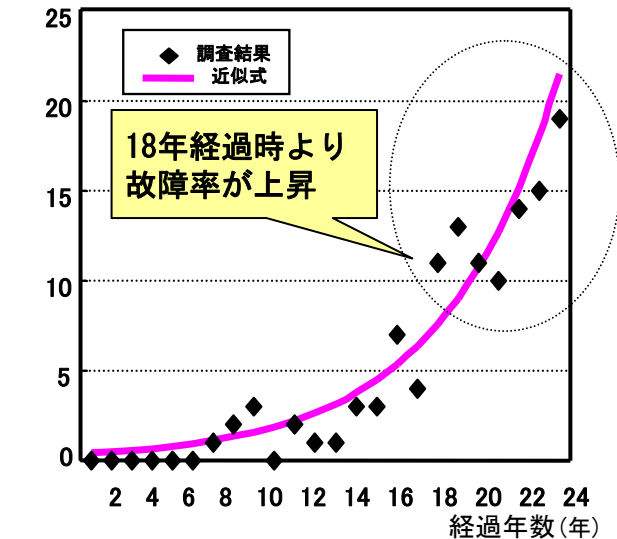
※ケーブル延長の構成比 [H17末]



加入者メタルケーブルは、15年以上経過したものが約6割、20年以上経過したものが約4割

架空メタルケーブルの経過年数別故障件数

故障件数 (件/km)



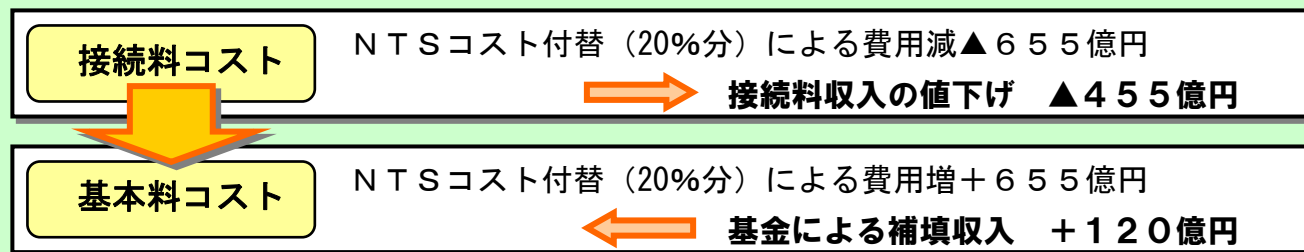
(3) 現行のユニバーサルサービス基金制度の見直しについて

現行のユニバーサルサービスの収支状況は、加入電話基本料の場合、平成17年度ではドライカップ電話による採算性の高い都市部を中心とした競争の激化に加え、NTSコストの接続料コストから基本料コストへの付替という制度変更により、NTT東西合計で▲458億円の赤字となっています。

このため、加入電話基本料の収支は、平成17年度の収支等を前提に算定された今回の基金額120億円を考慮しても採算割れの状況にあり、現行基金制度の下でもNTSコストの更なる付替と都市部を中心とした競争の激化により更に悪化せざるを得ない状況にあります。

現行の制度による基金額は、接続料コストから基本料コストに付け替えられるNTSコストの約1/5程度を賄うに過ぎず、付替による接続料収入の値下げ効果が基金額を大幅に上回っているため、NTT東西は、既にNTSコストの付替による接続料収入の減少に対して更なる経営努力が必要な構造となっています。

(参考) NTSコスト付替えとユニバ基金の関係 (平成17年度ベース)



※今後5年間にわたりNTSコストが段階的に付替えられることから、影響額が増大していく。

また、地域間のコスト格差は、基本的に需要密度の地域差等により不可避免的に生ずるものであり、更に現行の基金額は、実際のコストでなく長期増分費用方式によるモデルコストをベースに算定されていることから、この地域間のコスト格差はN T Tの経営努力で解消できる性格のものではないと考えています。

現行の基金制度は、審議会答申（H17.10.25）にあるとおり、「ユニバーサルサービスはあまねく公平に提供されるべきであり、均一料金を維持すべきもの」との観点から、補填の対象を高コスト地域における「全国平均費用を超える額」としているものですが、他方、今回審議会に諮問された見直し案は、高コスト地域の料金を「全国平均費用+2σ」の水準に値上げしないとユニバーサルサービスを維持できない仕組み（参考3参照）となっており、現行のユニバーサルサービスについて全国均一料金を維持するという政策目標に相反すると考えます。この見直しにより各事業者が応分に負担している補填額が減少し、その縮減部分についてN T T東西のみが負担することとなれば、結果としてユニバーサルサービスを維持していくことが困難となります。

従って、今回の見直し案の下で、均一料金で高コスト地域のサービスを維持するという現行の政策目標を継続するとすれば、現在の基金制度における補填対象コストが実質的にN T Sコスト部分だけである状況を踏まえ、N T Sコストの回収の在り方を抜本的に見直すことが不可欠であると考えています。

(4) 基金制度の見直しを踏まえた平成20年度以降のNTSコストの在り方の見直しについて

現行の基金制度の補填対象とされる地方部のNTSコストが高コストである要因は、主に低需要エリアのRT局に構築されるき線点RT～GC間の中継伝送路コストによるものです。

基金制度に関して、利用者負担抑制の観点で利用者負担から事業者負担に見直される中で、き線点RT～GC間の中継伝送路コストについてNTT東西のみがコスト負担することは、以下のような問題があると考えております。

- ①地方部の高コストの要因となっているき線点RT～GC間の中継伝送路コストを基本料に付替えてNTT東西のみが負担することは、低コスト地域である都市部を中心に競争事業者が参入する中で、競争の公平性を損なう。
さらに、NTSの中継伝送路コストの付替により、都市部を中心に参入する競争事業者がNTT東西ネットワークに接続する際の接続料がその分低廉化されていることから、競争の公平性を損なう。
- ②競争事業者のドライカップ電話は、コロケーションにより集線機能を有するRT装置を設置し、RT～交換機間の中継伝送路コストをTSコストとして接続料により他事業者から回収する一方で、NTT東西は、同様な伝送路コストをNTSコストとして基本料に付替えることとされており、その結果、NTT東西のみがコスト負担することは、競争の公平性を損なう。コロケーションによるオープン化を通じた設備ベースの競争が進展する中で、料金により回収するコストの範囲は、設備の機能（集線の有無）によるTS/NTSの区分のみに従って決めるのではなく、競争の公平性にも配慮することが必要である。
- ③従来、基本料は、收容局内の加入者回線設備のコストを回収する料金として設定されていることから、現行の基本料水準で、收容局を跨る中継伝送路のコストを負担することは構造上不可能である。

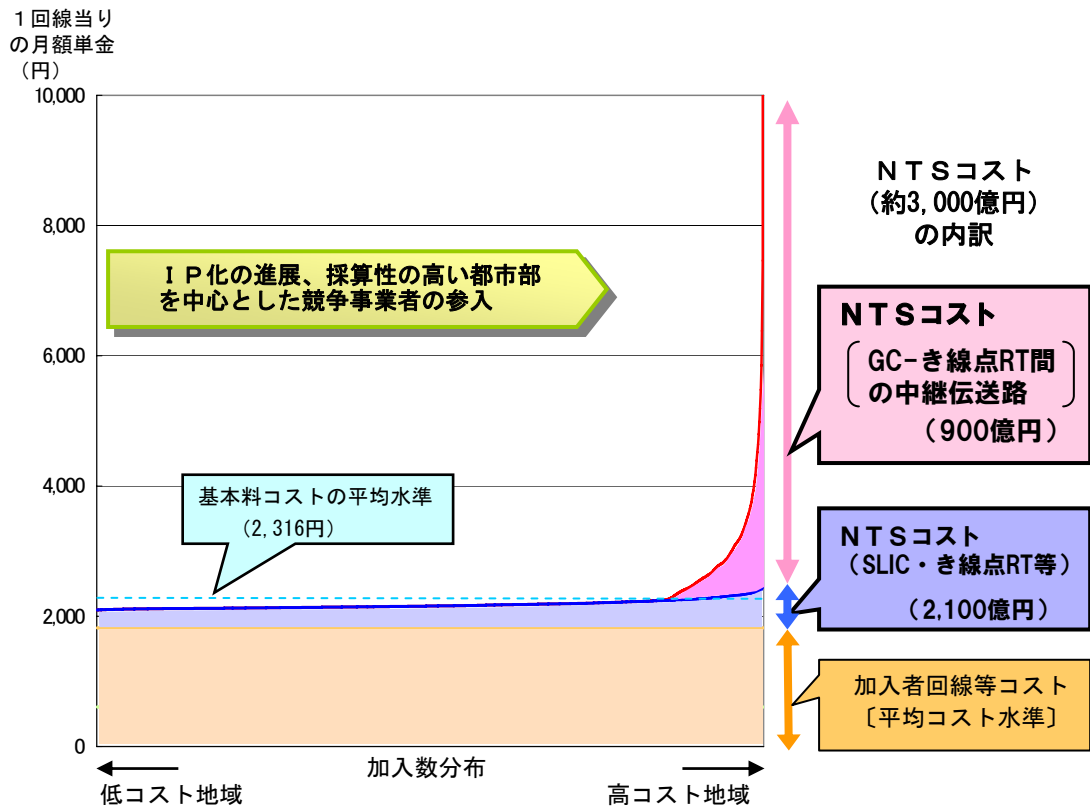
したがって、現行の基金制度の見直しにあわせて、審議会答申で指摘されている均一料金の維持及び、事業者間における競争上の公平性を確保するため、き線点RT～GC間の中継伝送路コストについて、NTSコストではあるものの、基本料コストの範囲とせず、接続料で回収するよう見直すことが必要であると考えます。

この見直しを通じて、地方部のNTSコストを賄うための従来の基金制度と同等のコスト補填が、競争の公平性を確保しつつ、トータルとして実現できるよう検討していただくことが必要であると考えます。

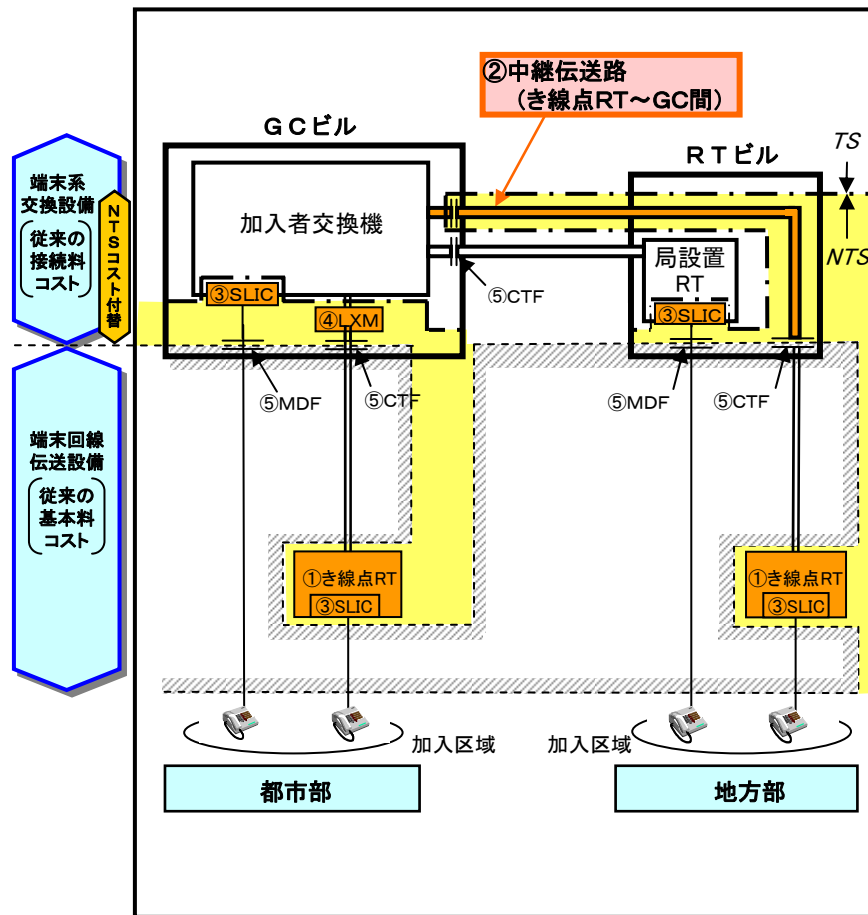
(参考2) 基金の補填対象とされる加入電話基本料の收容局別コストについて

基金の補填額算定のベースとしている收容局別コストの分布

※收容局別に見た1回線当りの加入電話基本料コストの分布
(H17LRICベース・NTSコスト100%付替後)



LRICモデル上のネットワーク構成



(参考3) ユニバーサルサービス基金制度の見直し案におけるベンチマーク水準について

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申（H17.10.25）抜粋

第3章 補填額の算定

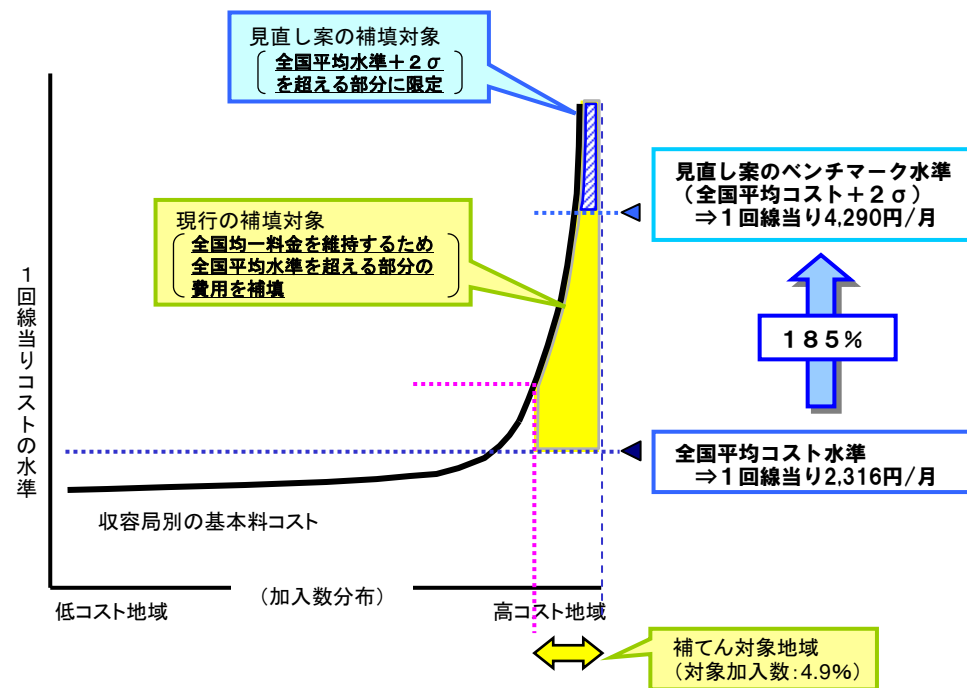
第3節 補填額の算定

5 補填額の計算

- 1 米国で採用されているユニバーサルサービス基金制度では、地域毎にユニバーサルサービスを提供する事業者が異なり提供区域毎の費用格差が利用者料金に反映され得る中、利用者料金の地域間格差の存在を是認しつつ料金格差を一定の幅以下にすることを目的に、当該地域でサービスを提供するために要した費用のうちベンチマークを超える部分の一部を基金による補填の対象としている。
- 2 他方、我が国においては、二次答申も指摘したとおり、これまで「ユニバーサルサービスの料金水準については、他のサービス料金と異なり、あまねく公平に提供されるべきサービスであることから、均一料金の維持という観点から検討する」ことが適当と考えられてきた。現時点においては、従来の考え方を維持することが適当と考えられる。
- 3 高コスト地域における補填対象額を米国の制度のようにベンチマークを超えた部分に限定した場合、均一料金でサービスを提供する適格電気通信事業者は、全国平均費用とベンチマークの間の費用を回収できないこととなる。このため、基金による補填の対象は、高コスト地域における「全国平均費用を超える額」とすることが適当である。

(注) 下線は弊社にて付したのもの

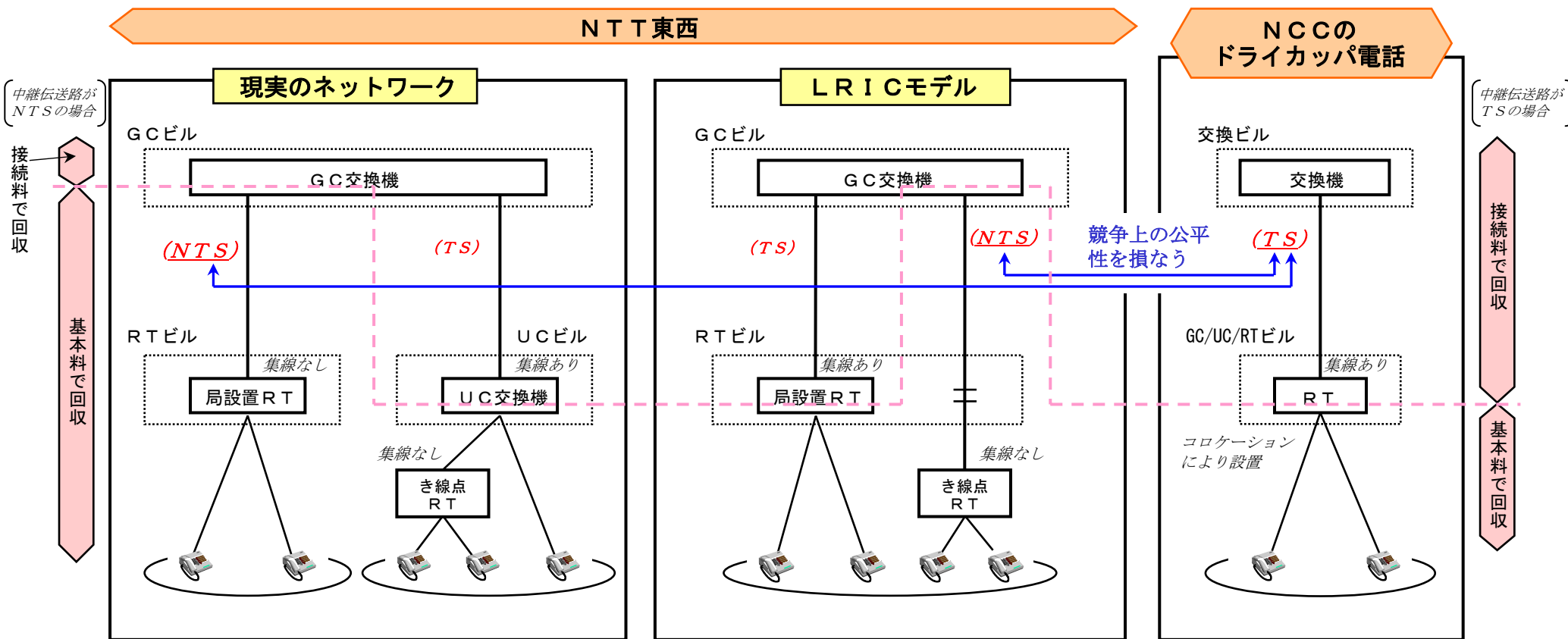
基金制度の見直し案におけるベンチマーク水準



(注) コスト水準はH18年度補填額算定に用いた収容局別コストのNTSコスト100%付替後ベース

(参考4) 競争事業者とNTT東西におけるNTSの中継伝送路コストの回収の在り方

- ・NCCのドライカップ電話は、コロケーションにより集線機能を有するRT装置を設置し、RT～交換機間伝送路コスト（TSコスト）を接続料により他事業者から回収する一方で、NTT東西は、同様な伝送路コスト（現実のネットワークではRT～GC間伝送路・モデルではき線点RT～GC間伝送路）をNTSコストとして基本料に付替えることとされており、その結果、NTT東西のみがコスト負担することになっています。

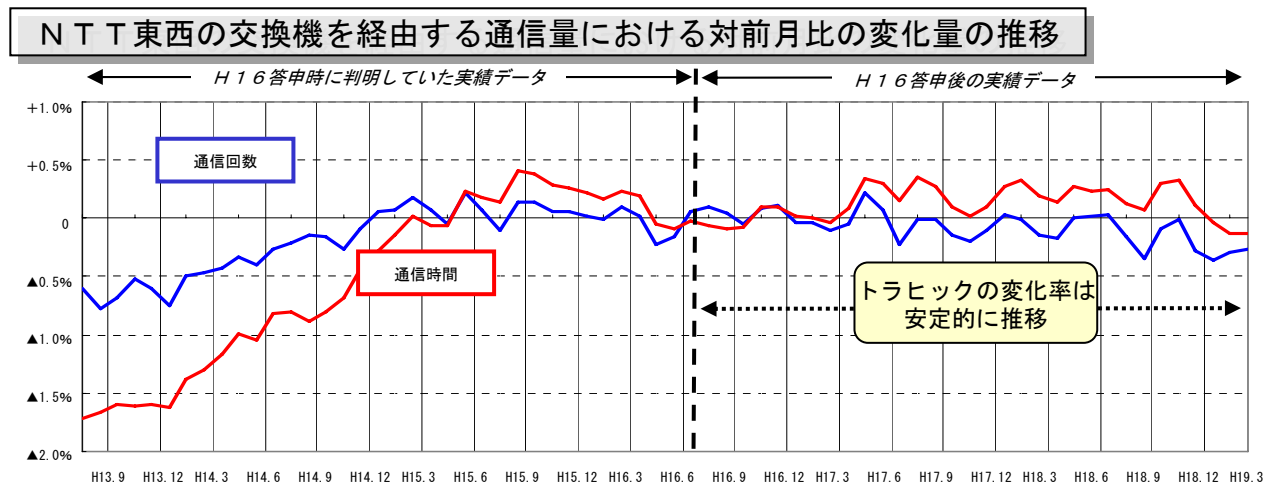


3.入力値の扱い

現行の接続料においては、トラフィック予測の信頼性から8ヶ月分のトラフィックを線形回帰により予測した前年度下期+当年度上期の通年トラフィックをもとに算定することとされており、トラフィック減少による接続料単価の上昇が半年分考慮されていないため、平成17・18年度の各年度とも約▲300億円の未回収（東西計の管理部門）が生じています。

固定電話トラフィックが急激に減少する市場環境においては、トラフィック等の需要データを適用年度に合わせない場合、構造的に当該年度のコスト総額を回収できないことから、適用年度の実績トラフィック等を反映した接続料とすることが必須であると考えます。

従って、近年、トラフィックの変化率が安定的に推移していることを踏まえて、14ヶ月分のトラフィックを線形回帰により予測した適用年度の通年トラフィックをもとに接続料を算定し、実績が判明した時点で精算するよう見直すことが必要であると考えます。



4.東西格差の扱い

固定電話のユーザ料金については全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強く、接続料金を東西別にすることにより弊社はもとより接続事業者においてもユーザ料金に東西格差が波及するおそれがあるため、ユーザのみならず経済界や地方自治体等も含めた社会的コンセンサスを得ることが容易ではないことから、東西均一接続料金が採用されているものと理解しております。一方、固定電話の競争環境や市場規模の縮小に伴い位置付けが変化していることを踏まえ、この観点から総合的に検討が行われる必要があるものと考えます。

弊社としては、いずれにしても、西日本エリアにおける接続コストの回収が可能となるような仕組みとしていただくことを要望します。

なお、仮に、東西均一とする場合には、現行の東西交付金制度又はこれと同等の仕組みが必要であると考えます。

5.新モデルの適用期間

ユニバーサルサービス基金制度について見直しが行われていますが、これは接続料におけるNTSコストの回収方法と密接に関連することから、新モデルの適用期間についても、ユニバーサルサービス基金制度の見直しとあわせた検討を行うことが必要であると考えます。